

# 大滝人事労務研究所便り

希望者全員の 65 歳までの雇用を義務付け！  
「改正高年齢者雇用安定法」が成立

## 来年 4 月 1 日施行

8 月 29 日に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（改正高年齢者雇用安定法）が成立しました。この改正法は、来年 4 月 1 日から施行されます。

## 改正法の主な内容

### （1）継続雇用の対象者を限定できる仕組みの廃止

現在、65 歳未満の定年を定めている企業が、高年齢者雇用確保措置として「継続雇用制度」を導入する場合、継続雇用の対象者を限定する「基準」を労使協定で定めることができますが、この仕組みが廃止され、希望者全員を継続雇用の対象とすることが義務付けられるようになります。

なお、厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象として、上記の「基準」を引き続き利用できる経過措置（12 年間）が設けられています。

### （2）継続雇用先企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけではなくグループ内の会社（子会社、関連会社等）まで広げることができるようになりました。

なお、この場合には、継続雇用について事業主間における契約が必要とされます。

### （3）違反企業名の公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のいずれか）を実施していない企業に対して、労働局・ハローワークが指導・勧告を行い、それでも違反が是正されない場合には企業名を公表することがあります。



## 実務上重要となる「指針」の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関して、「指針」が策定される予定です。この指針では、「業務の遂行に堪えない人」（健康状態の悪い人、勤務態度の悪い人等）をどのように取り扱うか（継続雇用の対象から外してよいか）などが定められる予定ですので、実務上は非常に重要となります。

## 有期労働契約に関する新ルール！「改正労働契約法」のポイント

### 今後の人事労務管理に大きな影響

8 月 3 日に国会で成立した「改正労働契約法」が、同年 8 月 10 日に公布されました。

この改正法は「有期労働契約」に関する新しいルールを定めるものであり、企業における有期労働契約者の人事労務管理に大きな影響を与えるものです。

### 改正法が定める 3 つのルール

#### （1）有期労働契約の無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたとき、労働者の申込みがあった場合には、労働者に「無期転換申込権」が発生し、これを行使し

た場合には、使用者はこれを承諾したものとみなされます。

つまり、5年を超えて有期労働契約が反復更新された場合には、これを期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換しなければならないのです。

なお、原則として、6カ月以上の「空白期間」（クーリング期間）がある場合には、前の契約期間を通算しないこととされています。

#### （2）「雇止め法理」の法定化

最高裁判所の判例で確立しているとされている「雇止め法理」に関して、その内容が法律に規定されました。一定の条件を満たした場合には、使用者による労働者の雇止めが認められないこととなります。

#### （3）期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることが禁止されます。

### 改正法の施行日と実務対応

上記改正内容の施行日ですが、（2）については公布日（8月10日）から施行されています。（1）・（3）については公布日から起算して1年を超えない範囲内で施行されます。

企業としては、人件費等に関して大きな負担が生じる可能性のある改正です。また、就業規則や雇用契約書の作成・見直し、契約更新を行わない有期労働契約者への雇止めの通知等、今後の実務対応も重要となります。

**\*\*研修案内\*\***  
**ネクストインターセクション 講座予定**  
**実践労働法シリーズ**

テーマ1「産前産後休暇・育児休業関係法令解説」  
テーマ2「すぐに役立つ労働法Q&A」  
日時 10月19日(金)18時30分～21時40分  
場所 富士見区民館 3F 洋室C

### ～当事務所よりひと言～

#### 新事務所設立のお知らせ

このたび従来から協力関係にあった馬場実智代社労士と共同で事務所を設立することになりました。それに伴い名称も大滝・馬場人事労務研究所とし、事務所も西池袋に移転することになりました。私は、社労士でありながら社会保険などの手続きはせず、労働コンサルタント、研修講師に特化して仕事をしておりましたが、馬場社労士はメンタルヘルスの専門家であり、社会保険労務士として手続き・給与計算などの業務もできますので、今後人事労務全般について広く業務が行えることになるのではないかと考えております。事務所を借りる関係で連絡が遅れたことを深くお詫び申し上げます。なお、顧問の会社様には後日正式に連絡いたします。まずはお知らせまで。（大滝）

新事務所は、池袋駅メトロポリタン口（ルミネ池袋店・東武百貨店側）より徒歩2分の所です。顧問先会社の方、クライアントの方、志を同じくする方達が、いつでも気軽にお立ち寄り頂けるよう、「駅の近くでアクセスに便利なところ」を重視し、新事務所の場所を選びました。

今、よく私たちのコミュニケーション力が不足していると言われております。けれど「お互いに意思や感情、思考を伝達し合う」ことなしには、何事も始まりません。私の専門の「メンタルヘルスマネジメント」を実施していくうえでも、一番の柱となるのが、経営者と労働者のコミュニケーションであり、管理監督者と部下のコミュニケーションです。

「大滝・馬場人事労務研究所」は、関わっていただく方々との「共生」という考え方を軸にして、コミュニケーションの場となり、皆様とともに成長、発展していくことができる様にしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。（馬場）

#### 【新事務所住所】

〒171-0021

東京都豊島区西池袋3-21-13

ウエストパークタワー池袋1104号室

【電話番号】 03-6907-3595

【FAX 番号】 03-6907-3596